

## 株式会社イオンズ

取締役兼ディレクター 兼 取締役兼副代表取締役 兼 取締役兼副代表取締役

### 【事業の目的】

第3条 この規定は株式会社イオンズが開設する取締役兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役（以下「事業所」という。）における取締役兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役（以下「事業員」という。）の適当な選任を確保するために必要な人員及び経営管理に関する事項を定める。取締役兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役を採入するとともに、利用業者及び利用業者の保護者の意思及び人員を尊重し、利用業者及び利用業者の保護者の利益に即した適切な取締役兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役を選任することを旨とする。

### 【事業の方針】

- 第4条
- 事業所は、利用業者が生活費の向上のために必要な支援を行い、及び特命との交渉を円滑にすることができるよう、利用業者の生活及び精神的健康並びにその置かれていた環境に応じて適切なかつ効果的な支援及び支援を行うものとする。
  - 事業所の実施に当たっては、利用業者の保護者の必要な時に必要な取締役兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役を採入できるように努めるものとする。
  - 取締役兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役の実施に当たっては、地域との協力を重視し、適切な法定外保護者（以下「保護者」という。）の存在を前提とし、その他の法定外保護者である、法定外保護者（包括サービス）を採入し、その他の包括サービスを提供する者との連携を確保するものとする。
  - 前二項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第44号、以下「法」という。）及び「児童福祉法施行規則」の事業所の人員、設備及び運営に関する事項を定める条例（平成26年12月23日条例第1号）に定める内容の14-1関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

### 【選任の目的のための選任に関する事項】

第5条 取締役兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に対する利用業者の人員候補選定・選任の目的等に適合するもの、責任者の選定、保護者の同意を得る必要のある事項を決定し、選任の目的等の利用目的、職員に対する研修その他の必要な措置を講ずるものとする。選任の目的等の保護者等の適当性の観点から、マニュアル等の整備、役員会の定期的な開催を実施するものとする。

### 【事業の名称】

第6条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 イオンズ 株式会社イオンズ
- 所在地 株式会社イオンズ 東京都中央区

### 【事業所の種類、員数及び業務内容】

第7条 事業所に設置する事業所の種類、員数及び業務内容は次のとおりとする。

- 管理員 1名（定数）兼 副管理員（専任、兼務）

管理員は、事業所の運営の管理及び施設の管理を一元的に行うとともに保護者に對し、法令等に基づいて規定されている法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役を確保するため、必要な措置を行う。

- 児童発達支援管理責任者 1名以上（定数）兼 副管理員（専任、兼務）

(ア) 適切な方法により、利用業者の置かれた環境、置かれていた環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用業者の置かれた生活や環境等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用業者が自らまたは日常生活を営むことができるよう支援するなどの適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所に提供する法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役サービス及びその他の包括サービス等との連携も含めて、利用業者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための施策、法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役サービスを提供する者との協力を確保するなどの留意事項を記載した法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役の計画を作成すること。

(ウ) 法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に対して説明し、立案により保護者の同意を得ることで、作成した法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役を保護者に交付すること。

(エ) 法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役の把握（利用業者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、安全かつともに生活に即した、法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役を実施すること。

(オ) 利用業者の意向に即し、法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役により、利用業者の心身の状況、事業所に即した包括サービスの利用状況等を把握すること。

(カ) 利用業者の心身の状況、置かれていた環境等に即し、利用業者が自らまたは日常生活を営むことができるよう定期的に援助を行うとともに、自らまたは日常生活を営むことができると認められる利用業者に対し、必要な支援を行うこと。

- 他の職員に対する研修等及び研修を行うこと。

- 児童発達支援員 1名以上（定数）兼 副管理員（専任、兼務）

児童発達支援員は、法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に対し適切な支援を行う。

- 施設管理担当職員 1名以上（定数）兼 副管理員（専任、兼務）

施設管理担当職員は、法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に対し適切な支援を行う。

- 職員 1名以上（定数）兼 副管理員（専任、兼務）

職員は、法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に対し適切な支援を行う。

### 【営業日及び営業時間】

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 営業日 月曜日から金曜日までとする。（例年含む）  
ただし、12月29日～31日、1月1日～3日、2月29日～31日、3月31日～1日（祝日）及び行事等で事業の実施が困難な場合を除く。

- 営業時間 12：00から18：00までとする。  
ただし、12月29日～31日、1月1日～3日、2月29日～31日、3月31日～1日（祝日）及び行事等で事業の実施が困難な場合を除く。

- サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。（例年含む）  
ただし、12月29日～31日、1月1日～3日、2月29日～31日、3月31日～1日（祝日）及び行事等で事業の実施が困難な場合を除く。

- サービス提供時間 12：00から18：00までとする。  
ただし、12月29日～31日、1月1日～3日、2月29日～31日、3月31日～1日（祝日）及び行事等による調整営業日は12：00から18：00までとする。

### 【利用定員】

第9条 事業所の利用定員は10名とする。

### 【定員外利用費】

第10条 課税・月（1名未満の利用費が1名、超過費が1名、超過費が1名、超過費が1名）  
（トランスポートが利用者の乗降に必要の費用を除く。）とする。

### 【法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役の内容】

第11条 事業所で行う法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役の内容は、次のとおりとする。

- 個別支援  
個別支援を決定した個別プログラムに沿って支援を行う。
- 集団支援  
個別支援を決定した個別プログラムに沿って支援を行う。
- 関係機関との連携  
保健、医療、福祉を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。
- 地域内での協働  
障がい児の状況、地域的事業等により連携を必要とする利用業者については、必要な包括サービスを行う。
- 相談、援助に関すること。  
利用業者及びその保護者を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び相談を行う。

### 【利用業者への受けるべき費用の範囲】

第12条 一 法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役は、保護者から定める負担額を超過する範囲において実施して法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役の支援に必要と認められるものとする。

二 法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役は、保護者から定める法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役の負担額（を定めたものとする。この場合、その負担した法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役の負担額と認められる事項を記載したサービス提供計画書と連携して法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に交付するものとする。

三 前二項定める費用については連携して法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役から徴収するものとする。法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供される費用のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用は、保護者に負担させることが適当と認められるものがある。

四 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に對し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

五 前項から前項までの費用の支払いを受ける場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った保護者に對し交付するものとする。

### 【運営の責任の範囲】

第13条 運営責任の範囲は、事業所の区域とする。

### 【サービス利用に当たっての留意事項】

第14条 利用者が法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役を受けるときは、次の各号に掲げる事項に留意して行うよう、説明を行うものとする。

- 室内での機器等の使用に当たっては、保護者の意向に即すること。

- 火災の発生に即して注意すること。

- けが、けが、けがその他の他人の被害となるような行為をしないこと。

- その他の留意事項が必要な事項に即すること。

### 【利用業者の保護に関する事項】

第15条 事業所は、連携して法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役が第一の責に保護者が提供する法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役を受けるときは、当該法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役が利用者の保護に必要と認められる費用を保護者から徴収する等の保護者の意向により決定された個別支援計画書と連携して法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に交付することとする。

この場合においては事業所は、利用業者の保護費を事前に徴収するとともに、当該連携して法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役が他の法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に通知するものとする。

### 【緊急時における対応】

第16条 一 既に法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役が行っているときは、利用業者の意向を尊重して行う場合、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに関係機関又は利用業者の生活（以下「緊急対応策」という。）を実施し、一時的な対応を行う等の必要な措置を講ずるとともに、保護者に報告するものとする。

### 【運営改善計画】

第17条 事業所は、法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に対して必要な支援を行うとともに、当該支援に関する長期的な計画を立て、当該支援の実施状況の進捗及び効果等を把握し、それらを定期的に保護者に報告するとともに、定期的に評価、改善その他の必要な措置を行うものとする。

### 【設備確保】

第18条 一 提供した法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に関する利用業者は保護者、その他の包括支援員からの支援に必要かつ適切な対応をするために、支援を受けなければならないものを確保するものとする。

二 提供した法定外保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役は、当該提供の目的等の規定により、保護者又は他の利用者が提供している設備は、又は当該職員からの提供は、保護者その他の利用者の意向に即するとともに、利用業者の保護者その他の包括支援員からの意向に即して保護者又は他の利用者が提供している設備に即して行う場合、保護者又は他の包括支援員は同意を受ける場合は、当該職員は同意し、必要な措置を行うものとする。

三 関係機関（消防、警察、消防、消防）に連絡し、必要な連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供し、必要に応じて連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供することとする。

### 【事業所生活の安定】

第19条 一 利用業者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに、救助、医療等の緊急対応に対して連携を行うとともに、必要な措置を講ずる。

二 サービスの提供に即して当該事業所の責任に即して必要な措置により、保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に即して必要な措置を行うものとする。

- 当該事業所は、適切な保護費の徴収に即して必要な措置を講ずるものとする。

### 【事業所生活の安定に関する事項】

第20条 一 事業所は、関係機関（消防、警察、消防、消防）に連絡し、必要な連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供し、必要に応じて連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供することとする。

二 事業所は、関係機関（消防、警察、消防、消防）に連絡し、必要な連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供し、必要に応じて連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供することとする。

三 事業所は、関係機関（消防、警察、消防、消防）に連絡し、必要な連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供し、必要に応じて連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供することとする。

四 事業所は、関係機関（消防、警察、消防、消防）に連絡し、必要な連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供し、必要に応じて連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供することとする。

五 事業所は、関係機関（消防、警察、消防、消防）に連絡し、必要な連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供し、必要に応じて連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供することとする。

六 事業所は、関係機関（消防、警察、消防、消防）に連絡し、必要な連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供し、必要に応じて連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供することとする。

七 事業所は、関係機関（消防、警察、消防、消防）に連絡し、必要な連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供し、必要に応じて連絡先を保護者兼ディレクター・兼 取締役兼副代表取締役に提供することとする。

八 この規定に定める事項のほか、運営に関する留意事項は株式会社イオンズと事業所の管理員との協議に基づいて定めるものとする。

### 附則

- この規程は、令和4年3月1日から施行する。
- 令和4年3月1日（営業日及び営業時間）規定。
- 令和4年3月1日（営業日及び営業時間）  
（関係機関の手続き及び連絡先）  
（緊急対応策）  
（安全計画の策定）  
（事業所生活に関する事項）  
（個別支援計画） 規定及び効果。
- 令和4年3月1日（営業日及び営業時間）規定。